

## ○鳥羽志勢広域連合電算システム処理管 理規程

(平成11年12月3日)  
規程第6号

改正 平成26年3月28日訓令第3号 平成28年12月15日訓令第4号

(目的)

**第1条** この規程は、鳥羽志勢広域連合の電子計算組織による財務会計システム及びファイルサーバ並びに要介護認定事務支援システムの情報処理（以下「電算システム処理」という。）の適正な運営管理及びデータ保護を行うのに必要な事項を定め、事務の円滑化と信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 電子計算組織 電子計算機及びこれと一体となって稼働する各種機器をいう。
- 個人情報 電子計算組織に記録された個人及び法人に関する情報で、個人及び法人を特定できるものをいう。
- データ 電算処理に係る入出力帳票及び磁気テープ、磁気ディスク等の入出力媒体に記録されている情報をいう。

(基本原則)

**第3条** 電算システム処理に当たっては、個人情報の秘密の保持及びデータの漏えい又は滅失若しくはき損の防止（以下「情報保護」という。）について、万全を期さなければならない。

(システム管理者)

**第4条** 電算システム処理を的確に管理運営するため、システム管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 財務会計システム及びファイルサーバの管理者は総務課長、要介護認定事務支援システムの管理者は介護保険課長とする。
- 管理者は、データの管理を適切に行わなければならない。

(電子計算機の操作)

**第5条** 電子計算組織に係る操作は、前条第2項に規定する管理者の指示又は承認

を受けた者が行うものとする。

2 前項の指示又は承認を受けた者は、電子計算組織の正確な運営が確保できるように努めなければならない。

(情報の利用)

**第6条** 各システムの情報を利用しようとするときは、あらかじめその利用について当該管理者の承認を受けなければならない。

(個人情報の提供の制限)

**第7条** 個人情報は、法令等に特別の定めがある場合又は公益のために必要があり、かつ、個人及び法人の秘密が侵害されるおそれがないと認められる場合を除き、他の行政機関及び何人にも提供等をしてはならない。

(業務委託)

**第8条** データ処理又は保守管理を外部へ委託しようとするときは、管理者は、情報保護を図るための措置について契約書に明記するとともに、必要に応じ委託先の保護管理体制等について調査するものとする。

(補則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月15日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。